

14. 各種法令による青少年の呼称および年齢区分

法令名称	呼称等	年齢区分
児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満の者
少年法	少 年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児 童	18歳未満の者
	乳 児	1歳未満の者
	幼 児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児 童	18歳未満の者
学校教育法	学 齢 児 童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学 齢 生 徒	小学校（または特別支援学校の小学部）の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未 成 年 者	20歳未満の者
	婚 姻 適 齢	男 満18歳 } 未成年者は、父母の同意を得なければ 女 満16歳 } ならない。
労働基準法	児 童	15歳未満の者（例外あり）
	年 少 者	18歳未満の者
	未 成 年 者	民法上の未成年者
道路交通法	幼 児	6歳未満の者
	児 童	6歳以上13歳未満の者
	大型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子 ど も	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未 成 年 者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未 成 年 者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年 少 者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満の者
滋賀県子ども条例	子 ど も	18歳未満の者
滋賀県青少年健全育成条例	青 少 年	6歳以上18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）